

1

川や海・沼の汚れは、生活排水が主な原因

河川などの水の汚れの原因は、主に家庭から排出される生活排水といわれています。下水道や合併浄化槽が普及していない家庭からは、台所やお風呂、洗濯排水などが処理されず、そのまま身近な水路や川に流れ、水の汚れの大きな原因となっています。

もし、これだけの汚れのもとを流すと

魚が棲めるきれいな水に戻すために大量の水が必要になります。

コップ1杯の牛乳でも川に流すと、魚が棲めるような水に戻すには、浴槽10杯分もの水が必要です。(浴槽1杯300リットルの場合)

湖沼や河川・東京湾の汚れは、未処理の生活排水がおもな原因です。

私たちが、日頃何気なく流してしまっている米のとぎ汁やラーメンの残り汁などが、河川や湖沼、海の水を汚してしまっているのです。

もし、これだけの汚れのもとを家庭から流すと…！

魚がすめる水質にするために必要な水の量は浴槽何杯分？



米のとぎ汁
(3,000 mg/l)
2リットル
4杯分



みそ汁 (35,000 mg/l)
200ミリリットル
4.7杯分

ラーメンの汁 (25,000 mg/l)
200ミリリットル
3.3杯分

*1 ()内は汚れの程度を表すBOD(単位はmg/l)
赤の数字は捨てる汚れのもとの量

*2 魚がすめる水質BOD5mg/l程度

2

合併処理浄化槽で 生活排水がこんなにきれいに

合併処理浄化槽を設置した場合は、単独処理浄化槽に比べ、水路や川などに放流される汚れの量は8分の1。



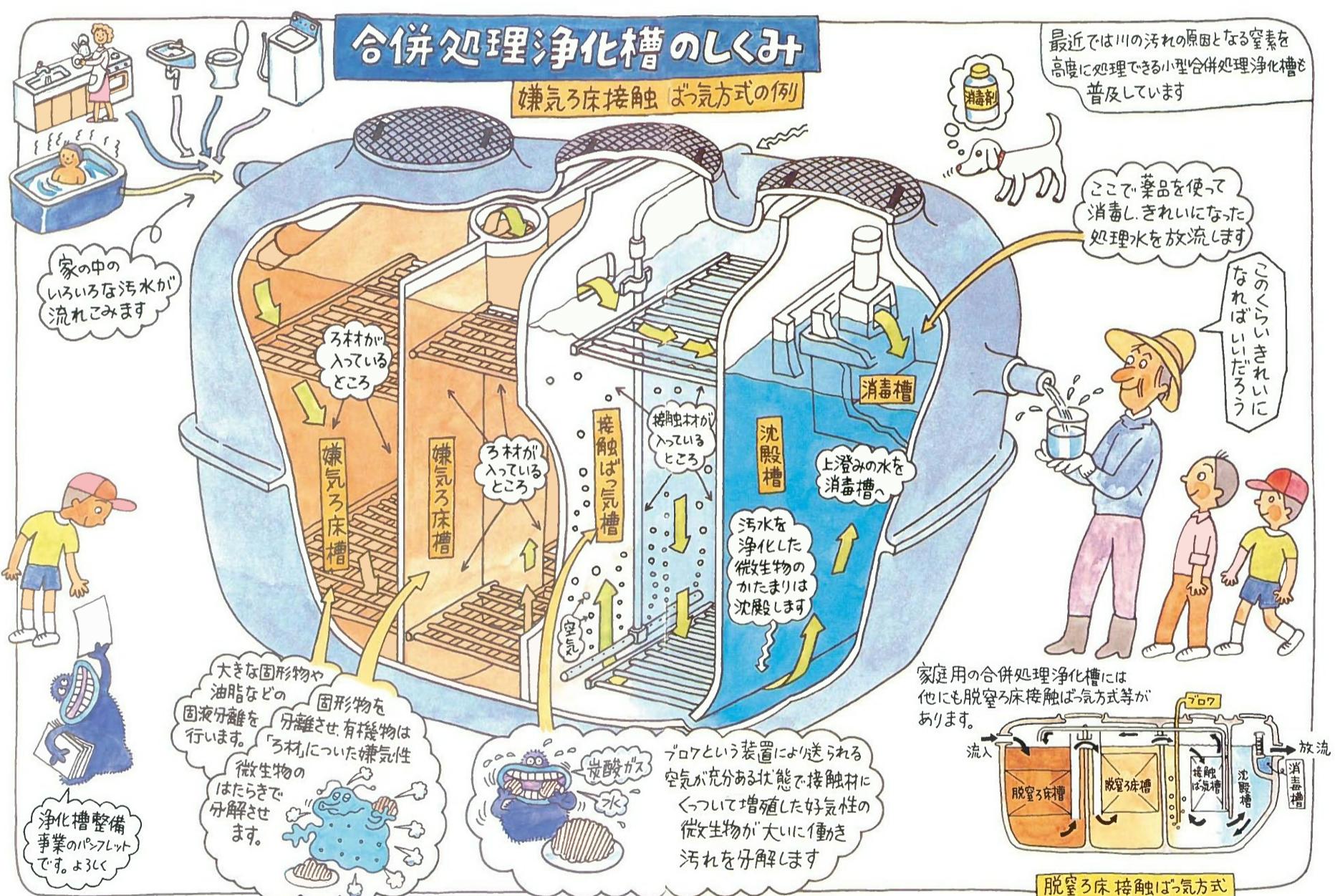
3 淨化槽は微生物の働きで水の汚れを浄化しています

浄化槽に流れ込む汚れの大部分は動物や植物の一部や私たちの排泄物。

浄化槽の中では、微生物がその汚れを食べて分解し、水をきれいにしてくれます。

浄化槽はその微生物たちが生きいきと活動できるようにつくられた排水処理の装置です。

合併処理浄化槽のしくみ



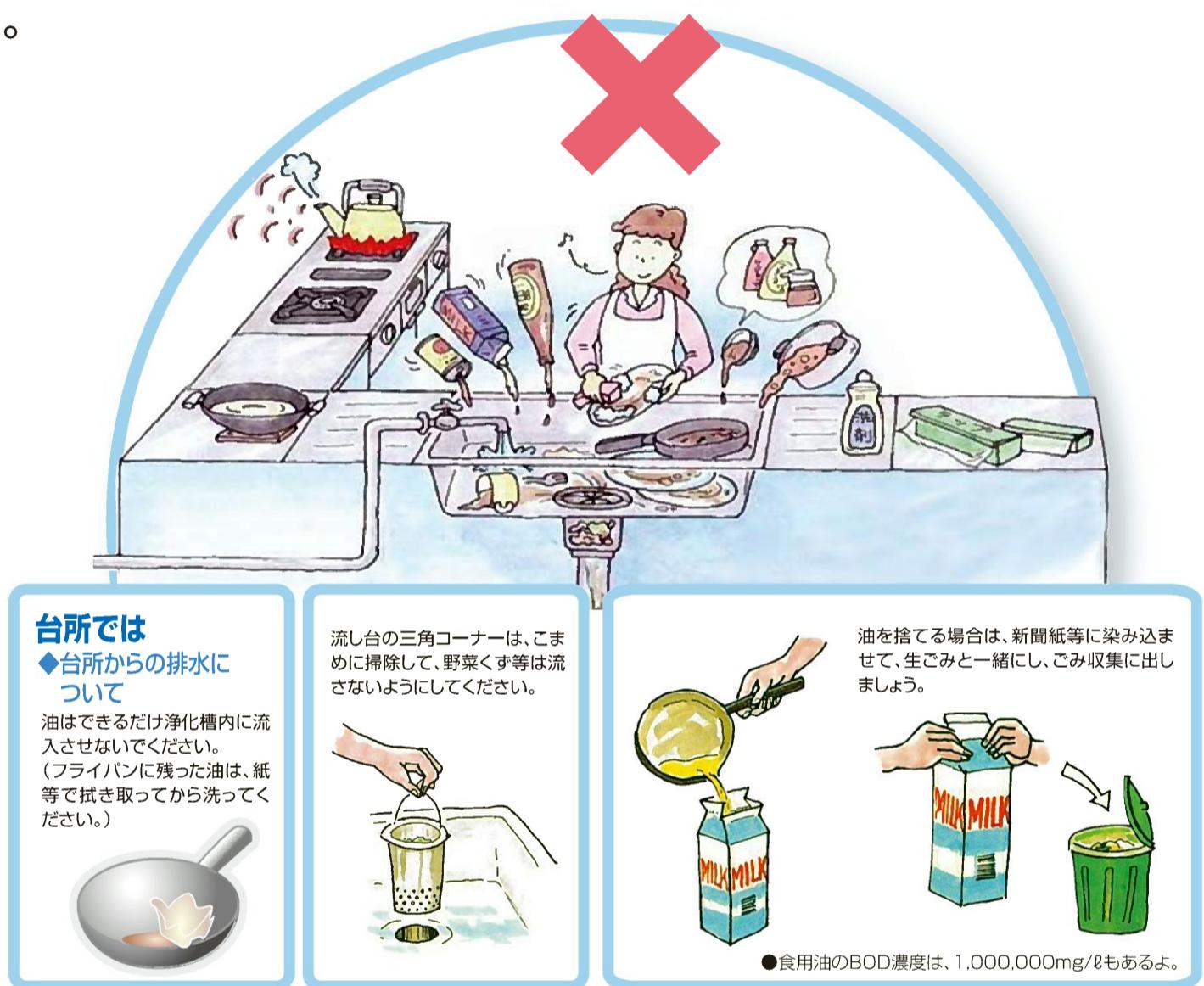
4

浄化槽の正しい使い方

浄化槽の主役は“微生物”。微生物が元気に活躍できるよう、正しい使い方を守りましょう。

台所から出る排水に注意

何でも流してしまうと、浄化槽で働いている微生物が食べきれない汚れが川に流れてしまします。



浄化槽の使い方を守りましょう

- ◆トイレの掃除はできれば水やぬるま湯で。
- 洗浄剤を使う場合は、浄化槽に対応しているタイプのものを選びましょう。

- ◆トイレットペーパーを使用してください。

新聞紙、タバコの吸殻、紙おむつ、衛生綿、生理用品などの異物は絶対に流さないでください。



- ◆洗濯等の洗剤は適正量使用してください。

洗剤を多量に使うと、水質を悪くするおそれがあります。適正量を使用してください。



- ◆ブロアー(モーター)が停止していたら

電源のコンセントは抜けていませんか？
それ以外の場合は保守点検業者に連絡してください。



- 浴槽の水と洗濯の水は一緒に流さないでください。

一度に大量の排水が浄化槽に入ると汚物が押し流されることがあります。



- 浄化槽の上にものを見たりしないでください。

保守点検が正しくできなくなります。



音や臭いなど浄化槽に異常を感じたら、早めに保守点検業者(あるいは施工業者)に連絡して適正な措置をとるようにしてください。

5

浄化槽の正常な機能を維持するために

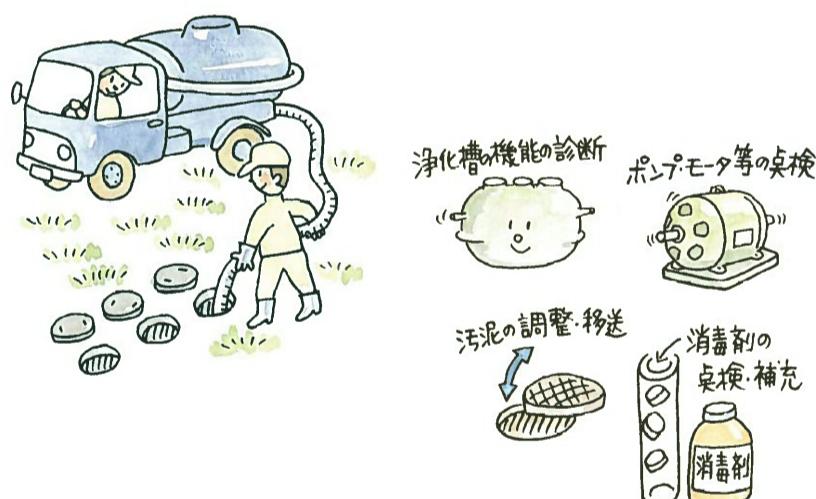
● 浄化槽の設置工事は専門の業者に依頼しましょう

浄化槽を設置する場合は、千葉県に登録または届出をしている専門の業者に依頼してください。

また、工事に際しては、建築基準法(建築確認申請)又は浄化槽法(設置届出)に基づく手続が必要です。



● 定期的に保守点検・清掃を実施しましょう



浄化槽の機能を良好な状態にしておくためには、定期的な保守点検・清掃を行う必要があります。保守点検の作業には技術上の基準があり、専門的な知識や経験、機材が必要です。知事登録※を受けた専門の保守点検業者に委託しましょう。

※千葉市・船橋市・柏市では市長の登録業者

また、清掃(汚泥の引き抜き)は、地元の市町村長の許可を受けた業者に委託し実施してください。

● 指定検査機関が行う法定検査を受けましょう

浄化槽の管理者には、浄化槽が適正に設置・管理され、正常に機能しているかどうか、使用開始後とその後年1回定期的に法定検査を受けることが義務づけられています。知事の指定を受けた検査機関(千葉県浄化槽検査センター)に依頼し、必ず受検しましょう。

● 7条検査

使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に受けなければなりません。この検査は、浄化槽の設置工事等、保守点検が適正に行なわれているかどうかをチェックするためのものです。設置後の水質検査の検査料は10,000円(10人槽以下の場合)です。

● 11条検査

7条検査実施後1年後から毎年1回受けなければなりません。この検査は、保守点検、清掃が適正に行われ、浄化槽が所期の機能を発揮しているかどうかを確認するためのものです。10人槽以下の合併処理浄化槽については、原則としてBOD検査を主体とした新方式の検査を実施しております。定期検査の検査料は5,000円(10人槽以下の場合)です。

